

○石垣市ファミリーサポートセンター事業実施要綱

平成22年6月2日

告示第81号

(目的)

第1条 この要綱は、地域において育児の援助を行いたい者(以下「おたすけ会員」という。)と援助を受けたい者(以下「おねがい会員」という。)が行う会員制相互援助活動を支援することにより、子育てを行っているすべての家庭が安心して生活できる社会を構築するとともに、仕事と家庭を両立できる環境を整備し、もって児童福祉の向上及び労働者福祉の増進に資することを目的とする。

(設置)

第2条 この支援事業を実施するため、石垣市ファミリーサポートセンター(以下「センター」という。)を設置する。

2 センターの代表者は、市長とする。

(実施主体)

第3条 センターに係る事業の実施主体は、石垣市とする。ただし、事業の運営については、委託することができる。

(センターの業務)

第4条 センターの業務は、次のとおりとする。

- (1) 会員の募集及び登録等に関する業務
- (2) 会員の援助活動の調整及び会員間のトラブルに対する助言
- (3) 会員に対して援助活動に必要な知識を付与するために行う講習会等に関する業務
- (4) 会員の交流を深め情報交換の場を提供するための交流会に関する業務
- (5) 事業を円滑に進めるための連絡調整会議等に関する業務
- (6) センターの広報に関する業務
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(講習等)

第5条 AEDの使用方法や心肺蘇生等の実習を含んだ緊急救命講習及び事故防止に係る講習並びに虐待防止に関する講習について、援助を行う会員全員に対して、少なくとも5年に1回必ず実施し、その他フォローアップ講習等の実施も含め、相互援助活動の質の維持、向上に努めること。

(会員の要件)

第6条 会員は、センターの趣旨及び目的を理解し、相互援助活動を行いたい者とする。

2 会員の種類は、おたすけ会員、おねがい会員及びどっちも会員とする。

3 おたすけ会員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 石垣市に居住する者
- (2) 健康で積極的に活動できる者
- (3) センターが指定する講習会を受講した者
- (4) その他市長が認める者

4 おねがい会員の要件は、次のとおりとする。

- (1) 石垣市に居住する者及び石垣市内の事務所等に勤務する者
- (2) 0歳の乳幼児から概ね18歳の子どもを現に養育している者
- (3) センターが指定する説明等を受けられる者、ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- (4) その他市長が認める者

5 どっちも会員は、おたすけ会員及びおねがい会員の双方に登録された者をいう。

(入会等)

第7条 会員登録を希望する者は、入会申込書(様式第1号又は様式第2号)に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申込書に基づき承認した者を会員登録するとともに、おたすけ会員、おねがい会員ごとに登録番号を発行し、どっちも会員は双方の番号を発行する。

3 市長は、おたすけ会員に対して登録番号を明記した石垣市ファミリーサポートセンター会員証(様式第3号。以下「会員証」という。)を発行する。

4 会員は、第1項の申込書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(保険)

第8条 会員は、相互援助活動中の事故に備え、安心して活動を行うことを目的として、市長が指定する補償保険に一括して加入するものとする。

2 前項の保険加入に要する保険料は、センターが負担する。

(会員の責務)

第9条 会員は、次に掲げる事項を厳守しなければならない。

- (1) 信義に基づき、誠実に相互援助活動を行わなければならない。
- (2) 相互援助活動により知り得た他人の家庭事情等についてプライバシーを侵害したり、秘密を漏らしてはならない。退会した後も、同様とする。
- (3) 相互援助活動を利用して、物品の販売やあっせん又は宗教活動や政治活動を行ってはならない。

- (4) 相互援助活動中に事故が発生した場合は、直ちに市長に届け出なければならない。
- (5) 相互援助活動中に虐待と疑われる事案を発見した場合には、直ちに市長に報告し、児童相談所等の関係機関と連携して適切に対処する。
- (6) その他センター事業の目的に反する行為を行ってはならない。

2 おたすけ会員は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 相互援助活動中は子どもの安全確保に努め、子どもに異常を認めたときは、状況に応じた適切な処置をとらなければならない。
- (2) 相互援助活動中は常に会員証を携帯し、関係者から請求があったときは、速やかにこれを提示しなければならない。
- (3) 相互援助活動で一度に預かることができる子どもの人数は、おたすけ会員1人につき原則として1人とする。ただし、安全面に十分配慮し、相互援助活動が行える場合は、同一会員の子に限り、複数の子どもの預かることができる。
- (4) 相互援助活動の状況確認として、毎年度ごとに別で定める活動確認届をセンターに提出しなければならない。
- (5) 会員登録の更新は、入会后5年ごとに行い、第5条に規定する講習等を受講し、別で定める更新申込書を市長に提出することで、相互援助活動を実施することができる。

3 どっちも会員がおたすけ会員として相互援助活動を行う場合は、前項の規定を適用する。

(退会)

第10条 センターを退会しようとする会員は市長に退会届(様式第4号)を提出しなければならない。

2 おたすけ会員は、別で定める活動確認届を退会届とすることができる。ただし、前条第2項第4号に規定する活動確認届及び同項第5号に規定する更新申込書の提出がない場合は、市長は当該会員を退会させるものとする。

3 おねがい会員が第6条第4項に規定する要件を満たさなくなったとき、又はこの要綱に違反し、会員として適さないと認められるときは、市長は当該会員を退会させるものとする。

(アドバイザー)

第11条 この業務を実施するため、センターにアドバイザーを置く。

2 アドバイザーの職務は、第4条に規定する業務を行う。

(地域リーダー)

第12条 市長は、相互援助活動の円滑な実施のため必要があると認めたときは、会員の中に地域リーダーを置くことができる。

2 地域リーダーは、アドバイザーを補佐し、会員間の連絡調整を行う。

3 地域リーダーは、定例の情報交換会及び交流会に参加する。

(相互援助活動の内容)

第13条 会員が行う相互援助活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 保育施設等の保育開始前や終了後に子どもを預かること。
- (2) 保育施設までの送迎を行うこと。
- (3) 保育施設等が休みの時に子どもを預かること。
- (4) 保護者等の病気や急用の際に子どもを預かること。
- (5) 保護者の短期間・臨時的就労の際に子どもを預かること。
- (6) 保護者の求職活動及び職業訓練等に際して子どもを預かること。
- (7) 保護者のリフレッシュや出産後育児サポート等で子どもを預かること。
- (8) 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際に子どもを預かること。
- (9) 病児・病後児の子どもを預かること。
- (10) 緊急度の高い預かり及び送迎
- (11) 宿泊を伴う預かり
- (12) その他センターの目的に適合する育児・家事支援を行うこと。

2 相互援助活動は、会員の自宅、児童館や地域子育て拠点など子どもの安全が確保できる場所において、会員間の合意により実施するものとする。また、チェックリストを活用して、預かり場所の定期的な安全点検を行い、子どもの事故を防ぐ上での対応が十分でない点を明らかにして改善を行うものとする。

(病児・病後児)

第14条 前条第9号の相互援助活動の対象となる子どもは、次の各号のとおりとする。また、保護者の同意書の提出がなければ利用することができない。

- (1) 病児とは、1歳から18歳までの子どもとし、当面症状の急変は認められないが、病気の回復期に至っていないことから、集団保育が困難であり、かつ、保護者が勤務等の都合により保育を行うことが困難な子どもをいう。
- (2) 病後児とは、0歳から18歳までの子どもとし、病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難であり、かつ、保護者の勤務等の都合により保育を行うことが困難な子どもをいう。
- (3) 前2号の規定に関わらず、食欲不振、脱水等の症状がある場合や、伝染力が強く重症化しやすい感染症の場合は、病状や疾患の状況により相互援助活動ができないと判断することができる。

(相互援助活動の実施)

第15条 相互援助活動は、会員相互の合意のもとに行うものとする。

- 2 おねがい会員は、援助を受けようとするときは市長に申し込むものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。
- 3 センターは、前項の申し込みを受けた場合、おねがい会員が希望する援助活動の内容、日時等を確認し、おたすけ会員との調整を行うものとする。
- 4 アドバイザーは、相互援助活動前におねがい会員及びおたすけ会員との事前打ち合わせを行い、相互援助活動の内容について協議する。
- 5 第13条第1項第9号の相互援助活動を受けようとするおねがい会員は、事前に医療機関を受診し、相互援助活動を受けようとする子どもの当日の状況を記した別で定める病児依頼連絡・投薬依頼書をセンターへ提出するものとする。
- 6 前項による相互援助活動でおたすけ会員が預かることができる子どもの人数は、1人のみとする。

(援助活動の報告)

第16条 おたすけ会員が援助活動を行ったときは、相互援助活動の内容に応じて、別で定める援助活動報告書及び短時間援助活動報告書(以下「報告書等」という。)に活動内容を記載し、当該相互援助活動を受けたおねがい会員の確認を受けるものとする。

- 2 おたすけ会員は、援助活動を実施した月の翌月5日までに、前項に規定する当該月の報告書等を市長に提出しなければならない。

(相互援助活動の報酬)

第17条 おねがい会員は、おたすけ会員に対して別表に定める基準に従い、援助活動にかかる報酬及び実費を支払うものとする。

(無償化関係)

第18条 前条第1項に規定する報酬のうち、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第14項第1号に規定する相互援助活動については、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項第3号に基づき無償化の対象とする。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(令和元年告示第159—6号)

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和4年告示第128—1号)

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

附 則(令和7年告示第327号)

この要綱は、令和8年1月1日から施行する。

別表(第17条関係)

石垣市ファミリーサポートセンター基準報酬額

利用区分	報酬基準額
① 7:00～19:00(月～土)	1時間 600円
② 19:00～23:00(月～土)、7:00～23:00(日曜祝日)	1時間 700円
③ 病児・病後児、乳児(生後6か月未満)、家事援助活動	①②の基準額に左記の内容により加算あり 100円～／1時間
④ 宿泊を伴う子どもの預かり 21:00～翌7:00	子ども一人 1泊 5,000円

- 活動開始1時間以内は、1時間として計算する。
- 兄弟姉妹預かりの場合、2人目からは低年齢児の報酬基準額を半額とする。
- 時間延長したときは、30分以内は報酬基準額の半額、30分を超えたときは1時間として計算する。
- 相互援助活動の依頼取り消しに伴う支払い基準額は、次のとおりとする。
 - 前日までの取り消し…無料
 - 当日の取り消し……活動予定時間分の報酬基準額1時間分
 - 無断取り消し……予定時間報酬額の全額
- 援助依頼する場合、食事(ミルク)、おやつ等実費は、おねがい会員が負担する。

※ 会員同士協議の上決める場合 実費基準による食事は6歳以上300円／食、6歳未満200円／食、おやつは100円／食とする。
- 活動にかかる交通費については、おねがい会員が負担する。

※ 会員同士協議の上決める場合 実費基準は下記の通りとする。
5km未満／50円(以降5km区分ごとに50円ずつ加算)＋送迎を伴う預かりの場合、送迎1回につき100円
- 着替え、おむつ等は、おねがい会員が準備する。

様式第1号(第7条関係)

石垣市長 様

下記のとおり、「石垣市ファミリーサポートセンター」へ
入会します。

会員番号

入会年月日

年 月 日

写真
(3cm×4cm)

入会申込書(おたすけ会員用)									
ふりがな				性別	男・女	生年月日	年 月 日生 (歳)		
氏 名									
ふりがな									
住 所	(〒 —)					TEL :			
						携帯 :			
仕事の有無	有・無		勤務先 :			TEL :			
家族構成	続柄	生年月日		住居	喫煙	資格・免許	1 看護師・保健師・助産師		
	配偶者			同・別居	有・無		2 保育士・幼稚園教諭		
				同・別居	有・無		3 小・中・高教諭		
				同・別居	有・無		4 養護教諭		
				同・別居	有・無		5 社会福祉士・介護福祉士		
				同・別居	有・無		6 運転免許		
				同・別居	有・無		7 ヘルパー		
	その他同居人			同・別居	有・無		8 その他()		
援助実施環境 (ペット等)	ペットの種類、飼育場所(室内・室外)、介護の状況等、伝えておきたい情報などを記載								
援助できる 日 時	曜 日	月 ・ 火 ・ 水 ・ 木 ・ 金 ・ 土 ・ 日 ・ 祝日							
	時 間	: ~ : (1日 時間)							
援助できる 内 容	対象年齢	0歳～1歳半、1歳半～3歳、3歳～6歳、6歳～12歳、13歳～、子どもの年齢は問わない							
	病児病後児の預かり	できる・できない・相談に応ず				自宅以外での預かり	できる・できない・相談に応ず		
	障がい児の預かり	できる・できない・相談に応ず				夜間の預かり	できる・できない・相談に応ず		
	緊急対応	できる・できない・相談に応ず				簡単な家事支援	できる・できない・相談に応ず		
車両について	車を使用する援助活動		できる・できない			車両保険(任意保険)の加入		している ・ していない	
連絡時間帯									

個人情報の取扱いについて(同意)

石垣市ファミリーサポートセンターは、入会申込時にご提供いただく個人情報を、石垣市ファミリーサポートセンター事業実施要綱第4条に規定するセンターの業務、第11条に規定するアドバイザー、第12条に規定する地域リーダーの業務及び第13条に規定する相互援助活動のために利用させていただきます。

お申し込みされる方は、センターが上記目的のために個人情報を提供及び利用することについて、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

私は、センターが事業実施のため、私及び私の家族の個人情報を提供及び利用することに同意します。
年 月 日

氏 名(自署) _____

様式第2号(第7条関係)

(表)

年 月 日

石垣市長 様

下記のとおり、「石垣市ファミリーサポートセンター」へ入会します。

入会申込書(おねがい会員)			会員 番号
ふりがな		生 年 月 日	子どもからみた続柄
氏 名		年 月 日(歳)	母 父 祖母 祖父 その他()
住 所	〒 —		
携帯電話番号			
職 業 形 態	1. 主婦 2. 正職員 3. パート 4. 求職活動中 5. その他()		
勤 務 先 名		勤務先電話	
配 偶 者	有 ・ 無	同居家族	(子ども 人)・(その他 人)
その他緊急連絡先	①続柄()		②続柄()
名 前			
携帯TEL			
勤務先	TEL()		TEL()
子どもの情報	①	②	③
ふりがな			
名前	()	()	()
生年月日	年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
年齢・性別	歳 か月(男・女)	歳 か月(男・女)	歳 か月(男・女)
保育園学校等名称			
所在地			
電 話			
アレルギー等注意 してほしいこと			
主な援助内容			
備 考			

個人情報の取扱いについて(同意)

石垣市ファミリーサポートセンターは、入会申込時にご提供いただく個人情報を、石垣市ファミリーサポートセンター事業実施要綱第4条に規定するセンターの業務、第11条に規定するアドバイザー、第12条に規定する地域リーダーの業務及び第13条に規定する相互援助活動のために利用させていただきます。

お申し込みされる方は、センターが上記目的のために個人情報を提供及び利用することについて、ご同意いただきたくお願い申し上げます。

私は、センターが事業実施のため、私及び私の家族の個人情報を提供及び利用することに同意します。

年 月 日

氏 名(自署) _____

(裏)

同 意 書

石垣市長 様

私は、石垣市ファミリーサポートセンター病児・病後児の相互援助活動を利用するにあたり、
次の内容について同意いたします。

- 1 利用の際は、かかりつけ医に受診し、病状連絡・投薬依頼書を提出すること。
- 2 預かりの間は、常に連絡のつくようにしておくこと。
- 3 かかりつけ医に受診した後であっても、利用当日の病状悪化により、利用できない場合がある
こと。また、子どもの病状が急変し、援助活動の継続が困難と判断される場合は、おたすけ
会員からの連絡により利用途中でであっても迎えに来ること。
- 4 子どもの症状が急激に悪化した緊急時に、おねがい会員と連絡がつかない場合は、センターの
判断によりおたすけ会員が医療機関に搬送を行い、受診・治療措置が行われる場合があること。
なお、その発生する医療費は、おねがい会員負担とする。
- 5 医師から受診結果や指示は正確におたすけ会員に伝えること。
- 6 預かりの予定時間は、厳守すること。
- 7 万一の事故については、石垣市ファミリーサポートセンターが加入する保険をもって全ての解
決を行うこと。
- 8 登録及び利用申請において石垣市ファミリーサポートセンターが知り得た情報は、病児・病後
児援助活動の範囲内において、おたすけ会員に提供されること。
また、必要に応じて医療機関に提供される場合があること。

子どもの名前	かかりつけ医	所在地・電話
		TEL
		TEL
		TEL

年 月 日
氏 名(自署) _____

様式第3号(第7条関係)

(表)

証 員 会

会員番号

氏 名

生年月日	年	月	日生
------	---	---	----

発行年度 年
有効期限 年3月末日

写真
3cm×4cm

年 月 日
石垣市長

印

上記の者は、石垣市ファミリーサポートセンターの会員であることを証明します。

(裏)

注 意 事 項

- 1 援助の依頼及び提供は、アドバイザーを通して行ってください。
- 2 援助の際、おたすけ会員、どちらも会員は「援助活動報告書」を作成し、おたすけ会員、おねがい会員、センターそれぞれにお渡しください。
- 3 相互援助活動により知り得た他人の家庭の事情等について、プライバシーを侵害し、又は秘密を漏らしたりしてはいけません。
- 4 その他相互援助活動の実施や報酬の授受については、センターの手引きに従ってください。
- 5 相互援助活動中に事故等が発生したときは、速やかにセンターへ連絡してください。
- 6 この会員証を紛失したとき又は変更が生じたときは、直ちにセンターへ連絡してください。
- 7 この会員証を他人に貸したり又は譲渡したりしないでください。
- 8 退会するときは、必ず会員証をお返しください。

石垣市ファミリーサポートセンター

住所：石垣市

電話：

様式第4号(第10条関係)

受付日： 年 月 日

石垣市ファミリーサポートセンター退会届

石垣市長 様

届出者 住所
氏名

私は、このたび石垣市ファミリーサポートセンターを退会したいので、石垣市ファミリーサポートセンター事業実施要綱第10条の規定により届け出ます。